

## 新聞報道された医療廃棄物の取り扱いについて

## 被告の1人が陳述書に記載

- ・H8年頃、当時の常務から、焼却炉奥で元社長が伝票なしで受けていたという医療廃棄物（ビニールのゴミ袋に入れられた使用済みの老人おむつ、点滴の容器、注射針）を見せられた。

## 医療廃棄物の危険性

- ・感染性の有無
- ・注射針等鋭利なものは、これに準じる



## 市の調査

- 被告からの事情聴取及び現場での位置確認  
何時、場所、種類、量、回数及びどう処理されたか等
- 元社長にも同様の事情聴取

内容は一致しない

- 被告が「目撃した」と指摘する付近を含め、詳細調査で実施した全てのボーリング等で医療廃棄物は認められなかった。



仮に、被告の言うような医療廃棄物が現場にあるとしても

「不法投棄された医療系の廃棄物の処理のあり方に関する会議」の報告書

H16.1.16 環境省廃棄物・リサイクル対策本部  
産業廃棄物課適正処理推進室

## 【抜粋】

## ・不法投棄された医療系廃棄物に係る取り扱いの考え方

病原性細菌、ウイルス等の感染性病原体は、生体外環境での生存可能期間が短いため、不法投棄され一年程度経過した場合、一般に当該廃棄物中にそれらが残存している可能性はないと考えられるので、**感染性廃棄物として扱う必要はない。**

感染性を呈しないと考えられる注射針等の鋭利な医療系廃棄物（「鋭利廃棄物」）についても、メカニカルハザード防止の観点から、不法投棄等廃棄物中の存在状態に応じて、感染性廃棄物に準じた取扱いをすることが適当である。

## ・留意事項

**メカニカルハザード防止の観点から、運搬等の適切な処理過程において**廃棄物の性状等に応じた**適切な飛散・流失防止対策等を講ずれば**、必ずしも当該廃棄物に係る支障除去の全過程について特別な対策を講じなくても、**生活環境保全上の支障を効果的に防止できる**と考えられる。